

IV 訪問介護いわいり事業計画

1 運営方針

東山荘内に訪問介護事業所を設置し、居宅介護サービスを必要とする利用者に、適切な介護サービスを提供します。

2 重点項目

1) 人権の尊重と虐待防止の取組

利用者のプライバシーを尊重し、業務上知りえた情報の秘密を保持します。サービス向上のため、利用者の苦情解決と虐待防止に取り組みます。

2) 居宅介護サービスの提供

利用者の要介護（要支援）状態の軽減若しくは悪化の防止に努め常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。

3) 事業所の社会化

東山荘のみならず、広く地域の事業所としてサービス提供の検討を行います。

4) 職員の資質向上

福祉施設職員として質の高いサービスを提供できるよう、研修期間が行う研修に参加し専門的な技術の習得に努めます。

5) 業務の予定量

年間利用者数	5, 792人	1日平均	16人
--------	---------	------	-----

3 事業実施項目

1) 訪問介護計画の作成

ケアプラン及び特定施設サービス計画に基づき、具体的な援助目標及び援助内容を作成します。

2) 身体介助サービスの提供

訪問介護計画に基づき、排泄、食事介助等のサービスを提供します。

3) 生活援助サービスの提供

訪問介護計画に基づき、調理、洗濯、掃除等のサービスを提供します。

4) モニタリング（訪問介護計画の実施状況の把握）の実施

当該計画のサービス提供開始から期間が終了するまでに1回、または状態変化時及び更新時にモニタリングを実施します。モニタリング結果を居宅介護支援事業者、特定施設計画作成担当者へ報告します。

5) 人権の尊重と虐待防止の取組

利用者一人ひとりのプライバシーを尊重し、安心して安全に暮らせるよう援助します。

また、利用者の苦情解決と権利擁護を通し施設サービス改善に努め、職員は利用者を擁護する立場を認識し虐待防止に努めます。